

# ご利用にあたって

## I 用語の解説

### ■ 年齢

各調査年の9月30日現在による満年齢。

### ■ 世帯数

一般世帯と施設等の世帯 [寮・寄宿舎の学生、社会施設の入所者等] を合わせた数。

### ■ 一般世帯

一般世帯とは、次のものをいう。

- (1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者。
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者。

### ■ 高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯は、65歳以上の人一人のみの一般世帯。

高齢夫婦世帯は、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯。

### ■ 単独世帯

世帯人員が一人の世帯。

### ■ 核家族世帯

夫婦のみの世帯、夫婦と子供から成る世帯、男親又は女親の一方と子供から成る世帯。

## ■ 住宅の建て方

各一般世帯が居住する住宅を、その建て方により、次のとおり区分した。

### 一戸建

1建物が1住宅であるもの。

なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含まれる。

### 共同住宅

棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの。1階が店舗で、2階以上が住宅になっている建物も含まれる。

### その他

長屋建（二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの。いわゆる「テラス・ハウス」も含まれる。）のほか、上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合。

## ■ 労働力人口

15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口。

## ■ 非労働力人口

15歳以上人口のうち、労働力人口を除いた人口。家事従事者、通学者など。

## ■ 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- (2) 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

## ■ 産業分類

事業所の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として1年間の収入額又は販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき分類している。

## ■ 売上（収入）金額

商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などをいう。  
有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めない。  
なお、会社以外の法人及び法人でない団体の場合は経常収益としている。

## ■ 農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

(1) 経営耕地面積が30a以上の規模の農業

(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業

①露地野菜作付面積 15 a

②施設野菜栽培面積 350 m<sup>2</sup>

③果樹栽培面積 10 a

④露地花き栽培面積 10 a

⑤施設花き栽培面積 250 m<sup>2</sup>

⑥搾乳牛飼養頭数 1 頭

⑦肥育牛飼養頭数 1 頭

⑧豚飼養頭数 15 頭

⑨採卵鶏飼養羽数 150 羽

⑩ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽

⑪その他 調査期日前 1 年間に於ける農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

(3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。）

(4) 農作業の受託の事業

(5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業

（ただし、素材生産については、調査期日前 1 年間に200m<sup>3</sup>以上の素材を生産した者に限る。）

## ■ 農業経営体

農林業経営体のうち、(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

## ■ 林業経営体

農林業経営体のうち、(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

## ■ 農家

調査期日現在で、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。

なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。

## ■ 販売農家

経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

## ■ 経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

## ■ 林野面積

現況森林面積と森林以外の草生地の面積を合わせたものをいい、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条に規定する地目では山林と原野を合わせた面積に該当する。

## ■ 森林面積

森林法第2条に規定する森林の面積をいい、具体的には次に掲げる基準によることとした。

- (1) 木材が集団的に生育している土地及びその土地の上にある立木竹並びに木竹の集団的な生育に供される土地
- (2) 保安林や保安施設地区等の森林の施業に制限が加えられているものも森林に含めた。
- (3) 国有林野の林地以外の土地（雑地（崩壊地、岩石地、草生地、高山帯など）、附帯地（苗畑敷、林道敷、作業道敷、レクリエーション施設敷など）及び貸地（道路用地地、電気事業用地、採草放牧地など））は除いた。

## ■ 現状森林面積

調査期日現在の森林面積で、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画樹立時の森林計画を基準とし、計画樹立時以降の森林の移動面積を加減し、これに森林計画以外の森林面積を加えた面積をいう。

## ■ 森林以外の草生地

森林以外の土地で野草、かん木類が繁茂している土地をいう。(河川敷、けい畔、ていとう（堤塘）、道路敷、ゴルフ場等は草生していても除いた。)

## ■ 漁業経営体

調査基日前1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体（個人で漁業を営んだもの）は除く。

## ■ 漁業就業者

満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。

## ■ 漁船

調査基準前1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。

なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している（重複計上を回避するため。）。

※ 各統計調査の用語の定義に準じています。

詳しくは、e-Stat政府統計の総合窓口「<https://www.e-stat.go.jp/>」から各調査結果からご覧いただけます。

## 2 よくある質問

### (P1) 国勢調査における人口・世帯数について

■ Q 年齢3区分別人口の合計が人口と異なるのはなぜですか。

A 人口には年齢「不詳」の人数も含まれているため、その分、差が生じています。

■ Q 家族類型の世帯の合計が世帯数と異なるのはなぜですか。

A 家族類型の世帯の合計は一般世帯の数であるのに対し、世帯数は一般世帯のほかに施設等の世帯も含まれているため、その分、差が生じています。

### (P6) 産業大分類別の売上（収入）金額について

■ Q 一部の分類の売上しかないのはなぜですか。

A 事業所単位の売上（収入）金額の把握が困難な産業については集計を行っておりません。

#### ◆把握が困難な産業◆

「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「通信業」、「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「学校教育」、「郵便局」、「政治・経済・文化団体」及び「宗教」

### 各グラフの標記について

■ 指数：グラフ中で最も若い年を基準（100）とし、各年の数値を標記しています。